



松井特許事務所

S. MATSUI & ASSOCIATES

[ホーム](#)
[サイトマップ](#)
[English](#)

お気軽にご相談ください
03-6770-2124
[お問い合わせフォーム](#)

[事務所のご案内](#)

[初めの方へ](#)
 (特許制度のご紹介)

[料金のご案内](#)

[特許トピックス](#)

[お問い合わせ](#)

[ホーム](#) > [特許トピックス](#) > [改正法解説](#) > 4 分割の時的制限の緩和(特許法)

特許トピックス

改正法解説
健康食品と特許
料金の節減制度
早期審査制度
食品の用途発明について

改正法解説

4 分割の時的制限の緩和(特許法)

特許出願を分割できる時期が緩和されました。従来、明細書等の補正ができる時期と一致していましたが(特許法第44条第1項第1号)、改正により、特許査定謄本送達日から30日以内にするとき(同項第2号)と、最初の拒絶査定謄本送達日から3ヶ月以内にするとき(同項第3号)が追加されました。

前者は特許査定後に、権利化された特許発明の範囲をあらためて見直してみ、他の観点から明細書記載の発明権利化したい場合などにメリットがあります。

また、後者によれば、従来不服審判を請求しなければ分割できなかったものが審判請求しなくてもできるようになりましたので、費用などの面でメリットがあります。

[ホーム](#)
[ニュース](#)
[English](#)

[事務所のご案内](#)
[事務所概要](#)
[事業内容](#)
[スタッフ紹介](#)
[アクセス](#)
[各種フォーマット](#)
[リンク](#)

[特許制度のご案内](#)
[特許出願](#)
[実用新案出願](#)
[意匠出願](#)
[商標出願](#)
[外国出願](#)

[料金のご案内](#)

[特許トピックス](#)

[お問い合わせ](#)

Copyright ©2016. All Rights Reserved.